

開催日：①令和5年12月4日、②令和6年1月26日

場所：①②大使公邸（対面及びリモート形式）

主催：①②在タンザニア日本大使館

### 【概要】

①法務セミナー（出席：14社・団体 合計21名）

在外公館弁護士活用事業により、在タンザニア大使館及び在ケニア大使館が業務委託しているTMI総合法律事務所弁護士が、タンザニアにおける企業活動に関連する法制度改革等につき説明。（その他、JICAタンザニア産業投資促進アドバイザーからビジネス環境調査につき報告。）

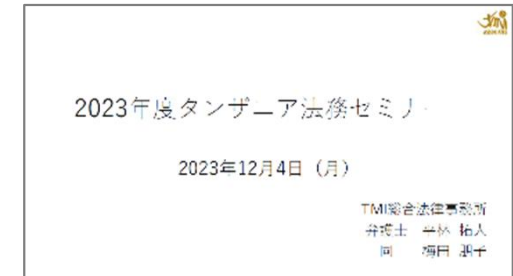
②フォローアップセミナー（出席：16社・団体、合計20名）

法務セミナーの事後アンケートを踏まえ選定したトピックにつき、解説を行った。

### 【結果・評価】

①②法務セミナー及びフォローアップセミナー

在タンザニア大使館は平成27年以降、在外公館弁護士活用事業を利用し、日系企業に対し、日本語での法務セミナーや個別企業ヒアリングを実施しており、当地の事業に関連する法律問題を日本語で解説しているため、各企業から高い評価を受けている。今回はハイブリット方式で実施。当日対面参加した企業は、セミナー終了後、企業間での意見交換に活発に参加。タンザニアへの新規進出に不可欠な情報を共有する機会となった。



①講師のプレゼンテーション



②法務セミナー（冒頭の大使挨拶）